

一般社団法人ワールドスケートジャパン
役員規程

第1章 総則

第1条(目的)

1. この規程は、一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下「当連盟」という）の役員の職務、服務規律その他役員に関する基本的事項について定め、公益法人としての業務の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。
2. ここに定める以外の事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)、スポーツ基本法その他の関係法令、定款、理事会の決定に従うものとする。

第2条(役員の定義)

役員とは、社員総会で選任された理事および監事をいう。

第2章 理事の職務権限

第3条(役員の職務)

1. 役員は、業務に関わる法令および定款に常に注意を払い、理解し遵守する。
2. 役員は、報告、届出等の手続を始めとする公益目的事業を厳正かつ確実に実施する義務を負い、経理的基礎の確立と維持に対する責任を負う。

第4条(理事)

1. 理事は、法人法第83条に従い、当連盟のため忠実にその職務を行わなければならない。
2. 理事は、理事会を構成し、法令、定款および本規程で定めるところにより、職務を執行する。
3. 理事のうち1名を代表理事とし、9名以内を業務執行理事とする。
4. 代表理事は会長とする。
5. 業務執行理事のうち、3名以内を副会長、1名を専務理事とし、数名を常務理事とする。
6. 理事会の決議により、専務理事を補佐する者を2名以内で定めることができる。
7. すべての理事は、別途定める組織図に従って自己が所管する委員会、部会、部門その他の事務を掌握し執行する。
8. すべての理事は、書面にて理事会においてその活動状況を報告するとともに、支出を伴うときは、別表の決裁権限区分に従い理事会に報告し、必要な承認を得なければならない。
9. 前項の報告および承認申請は、理事会開催10日前までに、議案として詳細を明らかにした書面を専務理事に提出しなければならない。

第5条(理事会)

1. 理事会は、夏期休暇期間及び年末年始を除き、原則として、3箇月に1回以上開催される。
2. 理事会の運営については、別に定める理事会運営規程及び理事会運営規程細則で定める。
3. 理事および監事が長期間に亘って職務を執行しない場合は、理事会は当該理事または監事に辞任を勧告することができる。

第6条(会長)

会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

1. 法令、定款および本規程で定めるところにより、当連盟を代表し、その業務を執行する。
2. 社員総会を招集する。
3. 3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第7条(業務執行理事)

業務執行理事は、会長を補佐し、理事会の決議に基づき当連盟の業務を処理する。

第8条(副会長)

副会長は、会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長の職務を執行する。

第9条(専務理事)

1. 専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 理事会の決議に基づき当連盟の業務を執行する。
 - (2) 3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
2. 専務理事は、会長および副会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長の職務を執行する。

第10条(常務理事)

1. 常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 理事会の決議に基づき日常の業務を処理する。
 - (2) 3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
2. 専務理事に事故あるとき、または欠けたときは、理事会により予め決定した順序によってその職務を代行する。ただし、代表理事たる専務理事の代表権に係る職務権限を除く。

第3章 監事の職務権限

第11条(監事)

1. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当連盟の業務および財産の状況を調査することができる。

第4章 退任

第12条(役員退任)

1. 役員退任は任期満了、辞任、解任または資格喪失による。
2. 退任した役員は、退任の理由の如何を問わず、業務上の引継を完了しなければならない。
3. 退任した役員は、速やかに、在任中に当連盟より貸与を受けていたものを返却しなければならない。
4. 退任した役員は、使用していた当連盟付与のメールアドレスを失う。

第13条(任期満了)

役員はその任期が満了したときに資格を失う。ただし、法令・定款に別の定めのあるときはこの限りではない。

第14条(辞任)

役員が辞任する場合は、原則として2ヶ月前までに代表理事に書面をもって届け出るものとする。

第15条(解任)

1. 役員解任は理事会の承認を得て、社員総会の決議によって、これを行う。
2. 役員が、第19条の禁止事項および次の各号に定める事由の一に該当するときは、理事会は当該理事に弁明の機会を与えた上で、解任するかどうかを決する。
 - (1) 法令、定款、本規程その他の内規に違反したとき
 - (2) 理事会の審議を妨害し、議長の制止を受けてもなお妨害行為を止めないとき
 - (3) 正当な理由なく、理事会への出席を連続して3回以上怠ったとき
3. 前項により解任された役員は、当連盟に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することはできない。

第16条(役員資格)

1. 次の者は役員になることができない。
 - (1) 選任年度の1月1日現在において満22歳未満の者
 - (2) 法人法第65条第1項に定める欠格事由がある者
 - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (5) 当連盟から論旨退任又は解任の処分を受けた日から5年を経過しない者
 - (6) 当連盟に負債があり、計画通り返済が行われていない者(ここにいう「負債」には、他に負債を立て替えて当連盟に支払った者がいる場合に、その者に返済していないことも含む。)
2. 役員任期中に欠格事由が発覚したときは、発覚時点で資格喪失となり、当該役員は辞任しなければならない。

第5章 服務

第17条(心得)

役員は業務の執行にあたって、以下の各号に定める事項を遵守しなければならない。

1. コンプライアンスに関する高い意識を持ち、所管業務を遂行すること
2. 定款・規程等に従って所管業務を遂行すること

3. 当連盟の方針および代表理事の指示に基づいて業務を計画的に処理すること
4. 所轄部門の統一を図り、他部門との連絡を密にすること
5. 会計処理においては虚偽の記載を一切行わず、転記ミス等のチェック体制を整備し正確な記載を行うこと
6. 当連盟の使用人、当連盟に所属する審判員、指導員または選手その他の連盟関係者(以下総称して「当連盟関係者」という)の人格尊重に努めること
7. 自己個人よりも当連盟の業務を常に優先して考え、かつ行動すること

第 18 条(禁止事項)

役員は以下の各号に定める行為をしてはならない。

1. 当連盟の不名誉・不利益となる行為
2. 当連盟関係者に対するセクシャル・ハラスメントおよび威迫、強要、人格や尊厳を傷つける等のパワー・ハラスメント
3. 当連盟、当連盟関係者に対する暴力行為、誹謗中傷、名誉を毀損する行為
4. 当連盟の財産または使用人を、私的に利用すること
5. 他人が保有する知的財産、肖像を不正使用し権利を侵害すること
6. 在任中または退任後を問わず、業務上知り得た当連盟または当連盟関係者の秘密情報、個人情報等を業務と関係なく、第三者に開示、漏洩し、または利用すること
7. 反社会的勢力に関係する者との取引、反社会的勢力の利用

第 19 条(顧問等への準用)

第 18 条及び第 19 条の規定は、定款第 30 条に定める顧問等に準用する。

第 20 条(メールアドレス管理)

1. 理事は、緊急の場合を除き、業務の執行その他理事としての活動に関しては、原則として、当連盟から割り当てられたメールアドレス(以下「連盟割当メールアドレス」という。)を使用し、他に所属する団体や個人のメールアドレスを使用してはならない。
2. 前項にかかわらず、理事が、理事としての活動に関し、他の所属団体の情報管理の必要等、連盟割当メールアドレスを使用できない正当な理由がある場合には、コンプライアンス委員会にその理由を記載した書面により申し出て、他のメールアドレスを使用する許可を得なければならない。
3. 前項による場合であっても、当連盟割当メールアドレス以外を使用する理事は、その使用によって生じるすべての責任を負い、当連盟に損害を及ぼしてはならない。

第 6 章 役員 の 責 任

第 21 条(役員 の 責 任)

1. 役員は、当連盟に対し、その任務を怠ったことによって生じた損害を賠償する責任を負う。
2. 前項の責任を果たさない役員は、第 15 条第 2 項の解任事由に当たる。
3. 法令または定款違反により役員を退任した者は、辞任、解任にかかわらず、退任後 10 年間は役員になることができない。
4. 役員は、退任後といえども在任中の業務について責任を負わなければならない。

第 22 条(通報義務等)

1. 役員は、他の役員もしくは顧問等が法令違反または第 19 条で禁止される行為を行っていることを発見した場合には、速やかに代表理事、監事およびコンプライアンス委員会に通報しなければならない。他の役員もしくは顧問等が法令違反または上記の禁止行為を行っていることを知りつつ放置した役員は、当該行為を行った役員と同視される。
2. 役員は、法令違反または第 19 条の禁止行為には該当しないものの、コンプライアンス上問題のある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会に通報しなければならない。

附 則

第 1 版 2019 年 3 月 1 日作成 2019 年 4 月 1 日施行